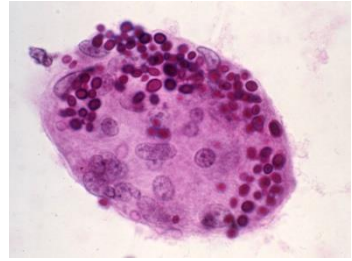
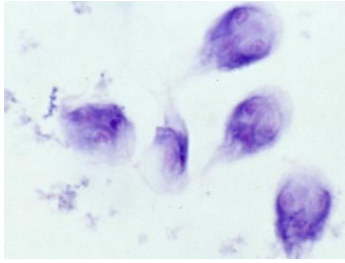
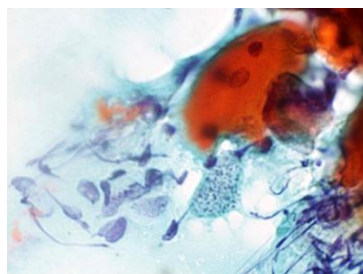
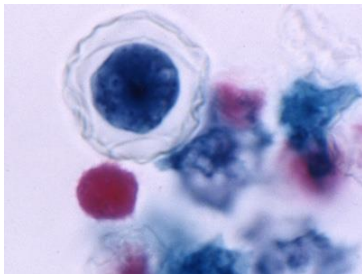


孤高な闘いに挑む

～ 病理診断科をノーマライズしよう！～



病態を
見極める



標本

つつみ病理診断科クリニック

院長：堤寛(つつみゆたか) 医学博士・病理専門医・細胞診専門医

ICD(ICD制度協議会認定・インфекションコントロールドクター)

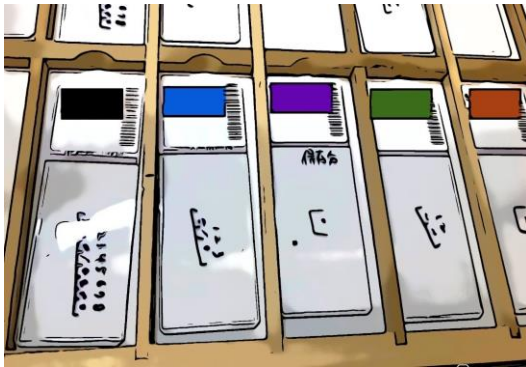
CEO: 堤佐代子

〒492-8342 愛知県稲沢市矢合町三吉跡1551-1

電話: 0587-96-7088 FAX: 0587-96-7098

<https://pathos223clinic.com> mail: pathos223@kind.ocn.ne.jp

病理医診断って、なあに？



ガラス標本



顕微鏡

●患者が病院にゆき、病気を診てもらおうとき、治療のために適切な診断が必要になります。主治医が患者に最終的な診断を伝える際に、病理医が行う「**病理診断**」が重要な役割を果たします。

●病理診断は、患者の体から組織や細胞をとって、顕微鏡用のガラス標本をつくり、その標本を**病理医**が**顕微鏡**で観察して**病態**をよくみるのが病理診断で、病理診断を専門とする医師が**病理医**です。

●病理診断は、臨床科の医師(主治医)に報告され、治療に生かされます。つまり、病理医は、すべての臨床の向こう側で**顕微鏡**を覗いて病理診断をしているのです。病理診断は、**医師免許**が必要な“**医行為**”です。

病理医1名でも開業できる。(医療法)

だから、病理医1名で病理診断科診療所を開業した。

しかし・・・

現在は、病理医が2人いないと保険請求の要件に合致しないので病理診断の保険請求ができない状況なのです。

(健康保険法・・・診療報酬告示による)

病理医1名しかいない診療所では衛生検査所からの依頼される**病理診断報告書**を作成することはできるが、これは、病理診断科診療所として医療提供しているとは言えないよなあ・・・

Q質問

どうして??

病理医1名では、医療機関間連携で「病理診断」を担えないのですか？

A答え

今の医療保険制度では、医療機関連携で病理診断をしようとすると、依頼先の医療機関に「常勤の病理医が2名以上」いないと診療報酬の請求ができないことになっています。このため、1人でやっているつつみ病理診断クリニックでは医療機関間連携の病理診断の受け手を担えないのです。

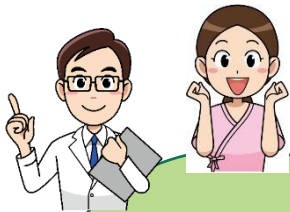
♡私のお願ひ♡

あのお・・・この基準を
変更していただけない
でしょうか???

悩むなあ



それでは、現在、病理医のいない医療機関の病理診断はどのように行われているの??

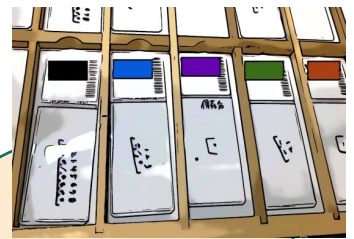


病理医が
いない
医療機関

標本作成と
病理検査を依頼する

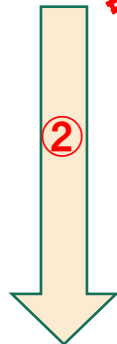
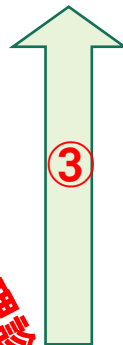


病理診断報告書



衛生検査所

病理診断報告書を
衛生検査所に依頼する



病理診断報告書

病理診断科
診療所

①病理医がいない医療機関は、衛生検査所に標本作成と病理検査を依頼します。②次に、衛生検査所は、病理医に病理診断報告書の作成を依頼します。③病理医は顕微鏡で病態を見て病理診断報告書を作成します。④病理診断報告書を受け取った検査会社はそれを病理検査を出した医療機関に届けます。😊この場合、この病理診断報告書は、病理診断書ではない、とされています。😞ここで、ちょっと…ボヤきたい…😞病理診断書と病理診断報告書はいったいどこか違うのでしょうか。衛生検査所を経由するだけで中身は同じです。でも患者さんにとっては大違い！なんだけどなあ。

😞医療機関になっても、1名病理医では医行為として病理診断を行えないとはなあ…病理医1名は半人前なのか？ガッカリだ！

😊病理医は、doctor of doctors だ！

😊病理診断科をノーマライズしよう！

😊そうだ！診療報酬の施設基準・算定基準の見直しをしてもらいたい！！！！



2020年(令和2年)3月3日

日本病理学会は厚生労働副大臣あてに
要望書を届けました！！

◎その内容は・・・

◎「**病理診断は「医行為」**であり、衛生検査所において病理診断が行われることは許容されないものとする。」

◎「全ての病理診断が**医療法に定める医療提供施設**において**のみ**行われるよう、厚生労働省より**関係諸機関**に対してあらためて周知を徹底していただけますよう要望します。」というものでした。



◎いまこそ、病理医1名の診療所は**孤高な闘い**に挑む！

◎診療所は**医療法に定める医療提供施設**です！

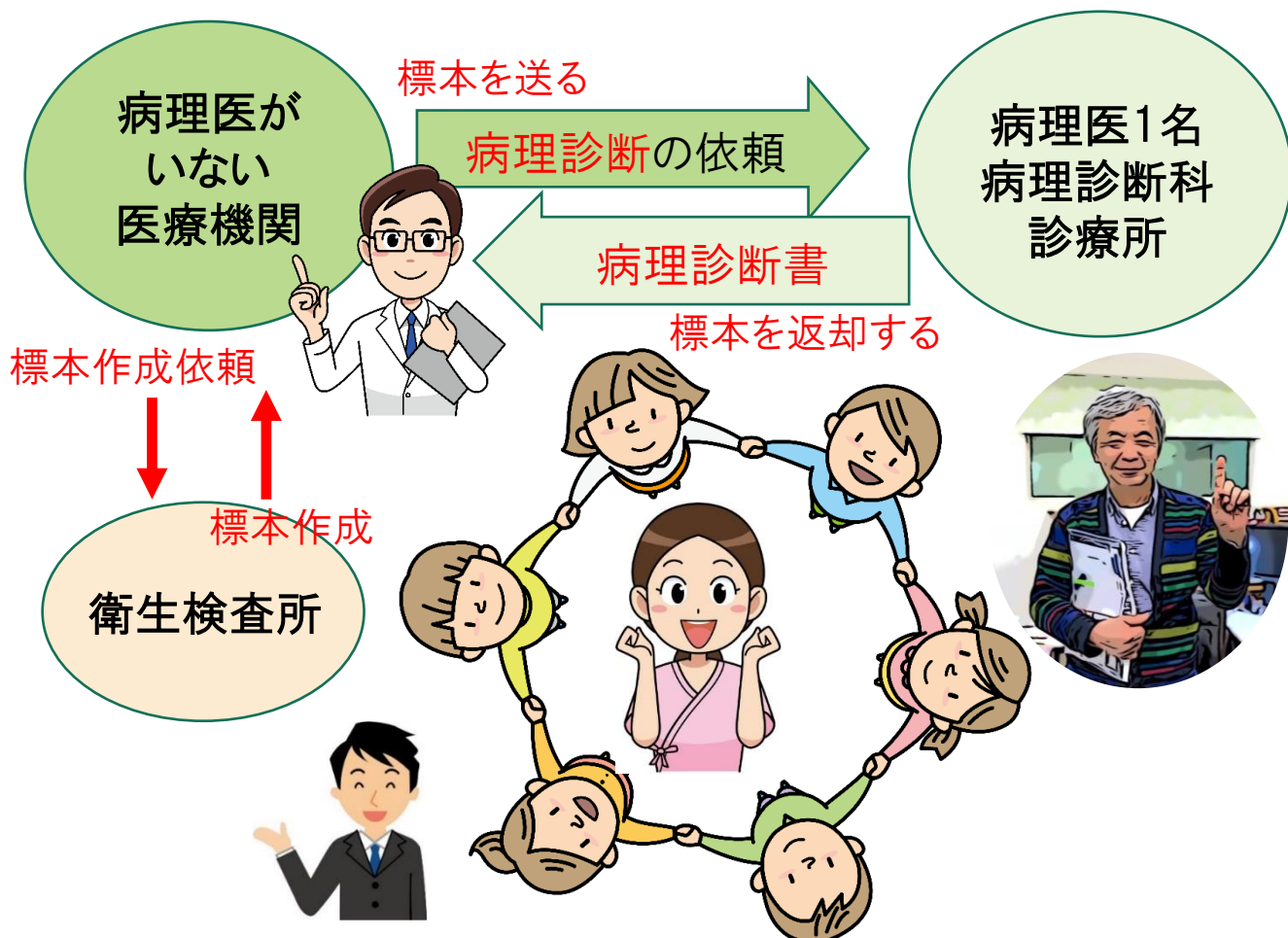
◎病理医1名の診療所が**医療機関間連携**で**病理診断**の受け手になれたときこそ、「**病理診断科診療所**はようやく一人前の**医療機関**になれた！！」と言えましょう。

◎一日も早く、**病理医1名の病理診断科診療所**で、**医療機関間連携**として「**病理診断**」を行えるようになってほしいものです。患者さんに**顔の見える**病理医を目指したい！

😊 病理医1名の病理診断科診療所で、
病理診断ができるようになると…
こんな😊 良い点😊 ができます！😊

😊 医療機関間連携して、役割分担して、それぞれがその専門職担うことで、すべてが良好な関係になります😊

😊 病理医も😊 主治医も😊 検査会社も😊 患者も😊



😊 病理医1名診療所で病理診断が可能になれば、「すべての病理診断が医療機関でできるように」という日本病理学会の掲げる目標に近づける！！😊 患者さんが**病理診断の中身**についてもっと知りたいと思っても病理医は保険診療契約の外側。**病理医による病理診断が保険適用**になって初めて患者さんが病理医に説明を求めることができる関係が生まれます。専門家が専門家としての**責任をもって患者さんに向かうことが重要**ではありませんか？？😊 病理医バンザイ！😊